



県章

山形県公報

令和8年3月6日(金)

第685号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定管理者の指定……………(多文化共生・国際交流推進課) ……142
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域健康福祉課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……143
- 指定管理者の指定……………(産業創造振興課) ……同
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(農業経営・所得向上推進課) ……同
- 山形県資源管理方針の変更……………(庄内総合支庁水産振興課) ……144
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 公共測量の実施の変更の通知……………(同) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同
- 同……………(同) ……145
- 同……………(同) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(砂防・災害対策課) ……同
- 同……………(同) ……146
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……147
- 同……………(同) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……148
- 同……………(同) ……同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………同

海区漁業調整委員会関係

指 示

- 第二種共同漁業(小型定置漁業)の保護区域……………149

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(建設企画課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(教育局) ……150

告 示

山形県告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県国際交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県国際交流センター
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号
公益財団法人山形県国際交流協会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

山形県告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人福祉サポートセンター山形 新庄市本町6番11号	J u J u ・ 若 葉 新庄市若葉町13番13号	就労継続支援（B型）	25名	令和 8. 3. 1

山形県告示第136号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人福祉サポートセンター山形 新庄市本町6番11号	ジョブ・サポート山形 新庄市若葉町9番53号	就 労 選 択 支 援	令和 8. 3. 1

山形県告示第137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人福祉サポートセンター山形 新庄市本町6番11号	J u J u ・ 若 葉 新庄市若葉町9番53号	就労継続支援（B型）	令和 8. 2. 28

山形県告示第138号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人丸岡医院	デイサービスセンターなぎさ 酒田市山居町二丁目12番18号	通 所 介 護	令和 8. 3. 1

山形県告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県産業創造支援センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県産業創造支援センター
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号
公益財団法人やまがた産業支援機構
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第140号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
鶴岡市羽黒町川代字八森248番	田	1,680
鶴岡市羽黒町川代字八森249番1	田	1,351
鶴岡市羽黒町川代字八森261番1	田	279
鶴岡市羽黒町川代字八森266番1	田	597

- 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和8年5月	5年	97,675円

- 3 補償金の支払の方法
利用権の始期までに山形地方務局鶴岡支局に補償金を供託する。
- 4 農地の所有者等の情報
なし

山形県告示第141号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、山形県資源管理方針を別紙のとおり変更した。
なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第142号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
天童市荒谷地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和8年2月26日から同年3月24日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第143号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
新庄市大字萩野地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和7年10月14日から同年12月26日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第144号

令和7年10月県告示第762号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、山形県知事から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前）令和7年10月23日から令和8年2月27日まで

（変更後）令和7年10月23日から令和8年3月27日まで

山形県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
村山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 村山都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 村山公共下水道
(最上川流域下水道（村山処理区）村山市流域関連公共下水道)

- 3 変更の内容
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
昭和53年3月20日から令和13年3月31日まで

山形県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
河北町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種 類 河北都市計画下水道事業
(2) 名 称 河北公共下水道
(最上川流域下水道（村山処理区）河北流域関連公共下水道)
- 3 変更の内容
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
昭和55年9月12日から令和13年3月31日まで

山形県告示第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
庄内町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種 類 余目都市計画下水道事業
(2) 名 称 余目町公共下水道
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成5年10月29日から令和13年3月31日まで

山形県告示第148号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
弥吉沢-2	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

山形県告示第149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鍋滝沢	別紙図面のとおり	土石流
滝ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
善右エ門沢	別紙図面のとおり	土石流
喜助沢	別紙図面のとおり	土石流
栃沢	別紙図面のとおり	土石流
不動沢	別紙図面のとおり	土石流
鍋滝2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上本郷1-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

山形県告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
弥吉沢-2	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

山形県告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鍋滝沢	別紙図面のとおりに	土石流
滝ノ沢	別紙図面のとおりに	土石流
善右エ門沢	別紙図面のとおりに	土石流
栃沢	別紙図面のとおりに	土石流
鍋滝2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
上本郷1-2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

山形県告示第152号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
弥吉沢-2	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

山形県告示第153号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鍋嶽沢	別紙図面のとおりに	土石流
滝ノ沢	別紙図面のとおりに	土石流
善右エ門沢	別紙図面のとおりに	土石流
喜助沢	別紙図面のとおりに	土石流
栃沢	別紙図面のとおりに	土石流

不動沢	別紙図面のとおり	土石流
鍋嶽2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上本郷1-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

山形県告示第154号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月6日

山形県知事 吉村美栄子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
弥吉沢-2	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

山形県告示第155号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月6日

山形県知事 吉村美栄子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
善右エ門沢	別紙図面のとおり	土石流
鍋嶽2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上本郷1-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月6日

山形県人事委員会
委員長 安孫子俊彦

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則
山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第2警察官の職の項警察本部長の項本部の項職級3の欄中「交通機動隊長」を「総合戦略特別捜査隊長
交通機動隊長」に
改め、「高速道路交通警察隊副隊長」及び「機動捜査隊長」を削り、同項職級4の欄中「高速道路交通警察隊副隊長及び」を削り、同項職級5の欄中「機動鑑識隊長」及び「広域機動捜査班長」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会関係

指 示

山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和8年3月6日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

- 1 山形県の地先海面における第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域を次の表の左欄の漁業の種類の区分に応じ、右欄のとおり定める。

さけ・ぶり 小型定置漁業	かき網の左右各200メートル及び身網の周囲100メートル以内の海面
いか 同	かき網の左右各55メートル及び身網の周囲45メートル以内の海面
はたはた 同	
あじ・たなご 同	

- 2 保護区域内において、当該漁業以外の漁業、遊漁その他の行為によって、当該漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸せしめる行為をしてはならない。
- 3 かき網、身網、ロープ、浮き玉その他の第二種共同漁業（小型定置漁業）に用いる漁具を利用して船を固定するなど、漁具に接触する行為をしてはならない。
- 4 この指示の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県電子閲覧システム運用管理業務委託 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2685
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年1月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社ヤマイチテクノ 大阪府大阪市西区靱本町二丁目4番8号

- 5 随意契約に係る契約金額 59,598,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県立高校校内無線LAN拡張等整備業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
 - (2) 日時 令和8年4月16日（木） 午前11時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 県立高校校内無線LAN拡張等整備業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年2月28日まで
 - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
 - (1)から(9)に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
 - (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
 - (4) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
 - (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (6) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
 - (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (8) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001(ISO/IEC27001)の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
 - (9) 過去5年以内に公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校における無線LANの構築業務を受託した実績があること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県教育局高校教育課教育DX推進室
電話番号023(630)2792

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年3月31日（火）午後1時まで、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和8年3月19日（木）午後1時まで山形県教育局高校教育課教育DX推進室に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それらに応じるものとする。

イ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書

ロ 3の(8)及び(9)に係る事項を証明する書類

- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Wireless LAN Expansion Maintenance Work for Prefectural School: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. April 16, 2026
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2792

令和8年3月6日印刷 発行所 山形県庁
令和8年3月6日発行 発行人 山形県